入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年12月3日
支出負担行為担当官
法務省大臣官房会計課長　小野瀬　厚
◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13

○第301号

1　調達内容
⑴　品目分類番号　14
⑵　購入等件名及び数量　訟務関係文書等チェックソフト　357本
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　納入期限　平成25年3月1日
⑸　納入場所　法務省大臣官房会計課長が指定する場所
⑹　入札方法　上記⑵の物品について入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成22・23・24年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」においてA、B若しくはCの等級に格付けされた者又は同「物品の販売」においてDの等級に格付けされた者であって、この公告の調達物品と同等程度の仕様の物品を販売した実績を証明することができる者であること。
⑷　その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒100―8977 東京都千代田区霞が関1―1―1　法務省大臣官房会計課調達第一係
國本　智洋　電話03―3580―4128
⑵　入札説明書の交付方法　上記⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札書の受領期限　平成25年1月24日17時00分
⑷　開札の日時及び場所　平成25年1月25日14時00分　法務省大臣官房会計課入札室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この入札に参加を希望する者は、納入しようとする物品の仕様等の資料を指定期日までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　この公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　この公告に示した物品を納入することができると支出負担行為担当官が判断した資料及び入札書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無
⑻　詳細は、入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Atsushi Onose, Obligating Officer, Director of the Finance Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice
⑵　Classification of the products to be procured : 14
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : A checking software for typing and wording error of litigation documents, 357 set
⑷　Delivery period : 1 March 2013
⑸　Delivery place : The place will be specified later.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause. ②Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. ③Have Grade A, B or C "Sale of products" in terms of the qualification for participating in tenders laid down by the Ministry of Justice (Single qualification for every ministry and agency) for the purpose of procurement in the fiscal years 2010, 2011, 2012. ④Have Grade D in "Sale of products" in terms of the qualification for participating in tenders laid down by Ministry of Justice (Single qualification for every ministry and agency) for the purpose of procurement in the fiscal years of 2010, 2011, 2012 and have a record of sales products contract concerned of more than equal. ⑤Meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.
⑺　Time-limit for tender : 17 : 00　24 January 2013
⑻　Contact point for the notice : Tomohiro Kunimoto, Procurement Section, Finance Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice, 1―1―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8977 Japan. TEL 03―3580―4128

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年12月3日
支出負担行為担当官
法務省大臣官房会計課長　小野瀬　厚
◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13

○第303号

1　調達内容
⑴　品目分類番号　14、25、71、27
⑵　借入等件名及び数量　トータルステーション　一式
⑶　調達件名の特質等　借入物品の性能等に関し、支出負担行為担当官が入札説明書で指定する特質等を有すること。
⑷　借入期間　仕様書による。
⑸　借入場所　法務省大臣官房会計課長が指定する場所
⑹　入札方法　上記⑵の物品について、入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成22・23・24年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」、「物品の販売」、又は「役務の提供等」においてA又はBの等級に格付けされた者であること。
⑷　その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
⑸　この公告の示した物品を第三者をして貸付けしようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。